

引上げ分に係る地方消費税収の使途について

平成27年4月1日から消費税率（国・地方）が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分について、使途を明確化（社会保障施策に要する経費への充当）することとされています。

下記のとおり地方消費税交付金の社会保障財源分につきましては、平成30年度太良町一般会計予算において社会保障施策へ充当しています。

（歳入） 地方消費税交付金 147,508 千円
 うち社会保障財源分 66,970 千円

（歳出） 226,834 千円

（単位：千円）

事業名		経費	財源				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他		消費税交付金 (社会保障財源化分)
社会福祉	子どもの医療費助成	29,751	6,390		35	23,326	14,000
社会保険	杵藤広域圏組合負担金 (介護保険費)	183,463				183,463	40,970
保健衛生	各種健（検）診委託料	13,620	195		600	12,825	12,000
合 計		226,834	6,585		635	219,614	66,970